

第1章 前期実施計画の概要

1 計画策定の趣旨

前期実施計画（以下「実施計画」といいます。）は、第2期基本計画（以下「基本計画」といいます。）で示される「目標」や「施策の方針」を、計画的・効果的に実施していくため必要とされる具体的な事業の工程や経費などの概要を明らかにすることで、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針となる短期計画です。

2 計画の期間とローリング

実施計画の期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの5年間とします。なお社会経済情勢の変化に対応するほか、事業内容や実施時期の変更に弾力性を持たせるため3年目にローリングを実施し、平成 21 年度から平成 25 年度まで5年間の（中期）実施計画を新たに策定し、以降3年目のローリングを繰り返すこととします。ローリングはその趣旨を踏まえて個々の事業調整に留まらず重点施策等の見直しを含むものとしています。

基 本 構 想 期 間

平成	8 ～ 12	13 ～ 17	18 ～ 22	23 ～ 27	28 ～ 32	33 ～ 37
	1996 2000	2005	2010	2015	2020	2025
	第1期基本計画（10年間）		第2期基本計画（10年間）			
	前期実施計画 8～12	後期実施計画 13～17	前期実施計画 18～22			
	改訂 11～12	改定 15～17	(中期)実施計画 21～25			
			(後期)実施計画 24～27			

3 計画策定の考え方

実施計画は、政策的な事業として、継続的に実施される経常事業とあわせて基本計画に定める分野ごとの施策の方針に沿って、その目標の実現をめざすものとしています。また、課題に対する具体的な対応方針の見えている事業の採択・掲載に努め、協議や検討のみの事業は可能な限り避け、計画期間内に事業に着手、継続、完了するものを中心に構成しています。

実施計画事業は、地域・関係住民の意向の聴取と把握を前提とし、基本計画策定過程において示された「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」からの提言やその他の市民意見等を踏まえ、ニーズに応じたきめ細かな質の高い行政サービスの提供を行うため、市民、事業者、NPO 等との協働に努めることとしています。

また、事業コストの縮小化や事業手法の検討など、従来から進めてきた行財政改革の考え方を徹底するとともに、計画期間における市民本位の事業目標の設定や進行管理など、成果を重視した行政経営の視点を取り入れ、最少の経費で最大の効果を上げられるよう努めることとしています。

4 重点施策

世界遺産登録へ向けた取り組みなど、基本計画にはリーディングプロジェクトや分野ごとの「施策の方針」が定められており、これに沿った重要な事業が予定されています。それらは各々取り組みを進めることとしますが、基本構想、基本計画に定める将来都市像と目標の達成に向け、本実施計画期間に、特に積極的に取り組む施策は次のとおりとします。

（１）少子高齢化対策の推進

人口の減少が見込まれ、少子化や高齢化がさらに進行する中で、子育てや老後の生活などへの不安が顕在化しています。子どもを産み、健やかにはぐくむことのできる環境や高齢者が健康で心豊かに暮らせる環境づくりに向けた保健・福祉・教育（学校教育、生涯学習）などに係る一連の施策を推進します。

（２）安全安心まちづくり対策の充実

東海地震等の想定、台風による風水害など自然災害や社会的災害の脅威が指摘されています。また社会環境の変化などにより地域コミュニティ機能や規範意識が低下し犯罪が増加しています。市民の生命と財産を守るため、災害や犯罪が発生しないよう、また減災効果を少しでも高めるよう、施策の充実に取り組みます。

（３）拠点整備の推進

都市環境の保全・整備を充実してきた従来の施策の成果を維持しながら、市民生活に密着した日々の生活空間の整備と都市機能の充実に力点を移し、古都中心市街地、大船駅周辺、深沢地域国鉄跡地周辺の総合整備を中心とした事業のうち、諸条件の整ったものから順次取り組みを進めます。

5 計画の推進に向けて

（１）財政収支の見通し

社会経済が大きく変化し、右肩上がりの経済成長が見込めない情勢において、市民ニーズに応じた質の高い行政サービスを着実に提供していくためには、計画期間内の財政収支の見通しを立てる中で、時代に適応した財政運営の確立が求められているところです。近年の経済動向や地方自治体をめぐる社会的条件の変化、特に現在国において進められている地方税財政改革の動向など多くの不確定要素の中で、正確な財政推計を行うことは極めて困難な状況ですが、現時点における諸条件のもとで収集可能な限りの情報と、本市の行財政プランに示される方向性をもとに、平成18年度から22年度までの計画期間内の財政収支を見通しました。

ア 実施計画事業費の推計

実施計画事業に要する経費は、重点施策を中心に市民ニーズや計画の熟度、事業の緊急性などから、事業に要する経費を6つの将来目標別に積み上げて集計しました。

また、実施計画事業に直接かかわる経費で、事業の実施に伴い収入が見込まれる国・県支出金、市債などの特定財源については、国・県等の動向に留意しつつも、過去の実績や現行制度の継続を前提に、また「まちづくり交付金」などの新たな交付金等の活用を見込み、集計いたしました。その結果は、表1のとおりです。

表1 将来目標別 実施計画事業費（政策的経費）平成18年度～平成22年度
（平成17年12月12日時点）
（単位：百万円）

将来都市像の実現に向けた6つの将来目標	事業費	特定財源			一般財源
		国	県	市債等	
◇ 基本計画の前提	43	0	0	0	43
1 人権を尊重し、人との出会いを大切に するまち	17	0	0	0	17
2 歴史を継承し、文化を創造するまち	5,796	1,839	217	1,780	1,960
3 都市環境を保全・創造するまち	17,580	4,270	0	10,449	2,861
4 健やかで心豊かに暮らせるまち	9,688	739	115	2,083	6,751
5 安全で快適な生活が送れるまち	27,652	7,746	358	12,812	6,736
6 活力ある暮らしやすいまち	3,274	1,190	504	510	1,070
◇ 基本計画の推進	199	0	0	0	199
合 計	64,249	15,784	1,194	27,634	19,637

また、個々の事業に係る計画期間内の推計事業費については、「第2章前期実施計画の内容」において事業ごとに示しています。計画の実現をめざすのは当然のことですが、この事業費は計画策定時の推計として示すものであり、向こう5年間における予算化を保証するものではありません。各年度の予算案はその時々の財政状況等の中で、再度検証・編成され、議決を受け、効果的な執行をめざすものとなります。

イ 計画自由財源の推計

計画自由財源とは、市税など毎年度連続して収入される財源のうち、その使途が特定されない財源（経常一般財源）から、人件費や公債費、扶助費、繰出金など毎年度必ず必要とされる経費（国・県補助金などの特定財源を除く経費）を差し引いた、計画的に使うことのできる財源をいい、まさに実施計画の推進のための一般財源となるものといえます。

国の中期展望によると、近年の日本経済は、企業収益が堅調に改善を続け、好調さが家計部門にも波及し、長期の停滞期間から民間需要中心の緩やかな回復基調に移行したと見通しています。この見通しのもとで、デフレ経済からの脱却と持続的な経済成長の実現、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を実現するため、構造改革をより本格的に推進することとしています。

この中期展望に基づき、本市における前期実施計画期間5年間の経常一般財源ベー

スでの歳入を予測すると、高齢化の進行による労働力人口の減少といった社会的マイナス要因もあるものの、一定の経済成長と今後進められる国の構造改革、特に地方税財政制度の見直しによる税源移譲や包括的かつ抜本的な税制改正による効果を考慮し、市税収入を中心に計画期間内の年度平均で、約1%の増加を見込みました。

一方、経常的経費の一般財源の計画期間内推計は、本市の行財政プランの推進方向と平成17年度までの実績を踏まえ予測した結果、約0.5%の増加を推計しています。これは、経常的経費の多くを占める義務的経費と繰出金については、第2次職員適正化計画の実現による人件費の圧縮を見込むものの、扶助費及び福祉関係特別会計への繰出金の確実な延びが予定されるためであります。

以上の一般財源ベースでの収支である計画自由財源の平成18年度から22年度までの前期実施計画期間内の推計結果は表2のとおりです。

表2 計画自由財源の推計 平成18年度～平成22年度

(平成17年12月12日時点)

計画期間における経常一般財源の収入見込み累計		212,957百万円(A)
うち市税	190,670百万円	
うち譲与税、交付金等依存財源	22,287百万円	
計画期間における経常経費所要一般財源の支出見込み累計額		198,670百万円(B)
義務的経費		108,012百万円
うち人件費	70,706百万円	
うち公債費	22,672百万円	
うち扶助費	14,634百万円	
特別会計への繰出金	51,958百万円	
物件費などその他の経費	38,700百万円	
計画自由財源 (A-B)		14,287百万円

ウ 財政計画

表1に示した実施計画事業費推計における一般財源と表2に示した計画自由財源を比較すると、計画期間内で約54億円の財源が不足することが予測されます。このため、新たな行財政プランを踏まえ、経常的経費の圧縮や給与制度の見直しなど財政運営の一層の効率化による歳出削減と、財産処分や基金、市債の活用、徴収率の向上など具体的な財源確保を図る財政計画を策定し、実施計画事業の実現をめざすものとします。

※その後の税制改正等の影響により、約73億円の財源の不足が予測されています。

(2) 行財政改革と計画の進捗管理

ア 行財政改革

行財政プランと実施計画は、円滑な行政の運営に必要な車の両輪です。限られた資源を有効に活用し、市民サービスの向上を図るため、かまくら行財政プランに基づき、行財政改革を推進しています。実施計画の初年度に当たる平成18年度からは、新たな行財政プランがスタートします。このプランでは次の3つの柱を基に具体的な取り組

みをアクションプログラムとしてまとめており、国の示した行財政改革集中改革プランとしても位置づけられるものとなっています。

- ・ 成果を重視した行政経営
- ・ 新しい公共空間の形成
- ・ 健全な財政基盤を確立し、変化に対応できる行政経営

また、成果志向に基づく目標管理による戦略的な行政経営を進めるとともに、現在導入を進めている行政評価制度の充実を図る中で、市民との協働による評価システムの確立をめざし、透明性の向上を図ります。

イ 計画の進行管理

実施計画では、実施計画書を補完するインターネット版（WEB 版）実施計画を示し、事業の各年度に係る予算額、実績、決算額、設定された事業目標の達成度などを時系列で記載していきます。これらを踏まえ、さらに効率的、効果的な事業の執行を図り、市民ニーズに応じたきめ細かな質の高い行政サービスの提供をめざします。

